

第24号議案

加東市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

加東市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年3月2日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例

加東市道路の構造の技術的基準を定める条例（平成24年加東市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「停車帯」の右に「、自転車通行帯」を加え、同条第5項中「普通道路の車道」の右に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、「第32条」を「第33条」に改める。

第5条第2項中「副道」の右に「（自転車通行帯を除く。）」を加える。

第41条第4項中「第10条まで、第12条から第38条まで及び第39条第1項」を「第11条まで、第13条から第39条まで及び第40条第1項」に改め、同条を第42条とする。

第40条第5項中「第38条」を「第39条」に、「第11条」を「第12条」に改め、同条を第41条とする。

第39条第1項中「第7条」の右に「、第8条」を加え、「第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第15条から第22条まで、第23条第3項並びに第25条」を「第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条」に改め、同条第2項中「第7条」の右に「、第8条」を加え、「第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第19条第1項、第21条第2項、第23条第3項」を「第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項」に、「第41条第1項」を「第42条第1項」に改め、同条を第40条とする。

第38条中「第13条、第14条、第24条、第26条、第31条及び第35条」を「第14条、第15条、第25条、第27条、第32条及び第36条」に改め、同条を第39条とする。

第37条を第38条とし、第31条から第36条までを1条ずつ繰り下げる。

第30条第3号中「車道」の右に「（自転車通行帯を除く。）」を加え、同条を第31条とする。

第29条を第30条とする。

第28条第4項中「第13条、第15条、第16条、第18条から第20条まで、第22条及び第25条」を「第14条、第16条、第17条、第19条から第21条まで、第23条及び第26条」に改め、同条を第29条とする。

第27条を第28条とし、第15条から第26条までを1条ずつ繰り下げる。

第14条ただし書中「第32条」を「第33条」に改め、同条を第15条とする。

第13条を第14条とし、第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条第1項中「自転車道」の右に「若しくは自転車通行帯」を加え、同条を第11条とする。

第9条第1項中「自転車道」の右に「又は自転車通行帯」を加え、同条を第10条とする。

第8条第1項中「第3種」の右に「（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）」を、「第4種」の右に「（第3級を除く。同項において同じ。）」を、「の道路」の右に「で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を加え、同条第2項中「歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路」の右に「で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」を加え、同条を第9条とし、第7条の次に次の1条を加える。

（自転車通行帯）

第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができ

る。

- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(加東市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正)

- 2 加東市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（平成24年加東市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第10条第3項」を「第11条第3項」に改め、同条第2項中「第9条第2項」を「第10条第2項」に改める。

第 24 号議案 要旨

加東市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

道路構造令の一部を改正する政令（平成 31 年政令第 157 号）が施行され、自転車通行帯の規定が加えられたことに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

(1) 加東市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正（本則関係）

ア 自転車通行帯に関する規定を加えること。（第 3 条、第 5 条並びに改正後の第 8 条から第 11 条まで、第 31 条及び第 40 条）

イ 所要の文言整理等を行うこと。（第 3 条及び改正後の第 9 条から第 42 条まで）

(2) 加東市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正（附則関係）

加東市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正に伴う引用条文の条ずれを改めること。（第 4 条）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>○加東市道路の構造の技術的基準を定める条例の一部改正（本則関係）</p> <p>（車線等）</p> <p>第3条 車道（副道、停車帯_____その他道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号。以下「令施行規則」という。）第2条に規定する部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第3種第5級及び第4種第4級の普通道路の車道_____の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第32条の規定により車道に狭窄部^{さく}を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>（副道）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 副道_____の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p>	<p>（車線等）</p> <p>第3条 車道（副道、停車帯、<u>自転車通行帯</u>その他道路構造令施行規則（昭和46年建設省令第7号。以下「令施行規則」という。）第2条に規定する部分を除く。）は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この限りでない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 第3種第5級及び第4種第4級の普通道路の車道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第33条の規定により車道に狭窄部^{さく}を設ける場合においては、3メートルとすることができる。</p> <p>（副道）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 副道（<u>自転車通行帯を除く。</u>）の幅員は、4メートルを標準とするものとする。</p> <p><u>（自転車通行帯）</u></p> <p>第8条 <u>自動車及び自転車の交通量が多い</u>第3種又は第4種の道</p>

(自転車道)

第8条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種 _____
_____又は第4種 _____
_____の道路 _____
_____には、自転車道を道路の各側に
設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由に

路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り
(停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項におい
て同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形
の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において
は、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動
車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自
転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、
安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必
要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設
けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によ
りやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとし
る。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得な
い場合においては、1メートルまで縮小することができる。
- 4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考
慮して定めるものとする。

(自転車道)

第9条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種(第4級及び第
5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級を除
く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき6
0キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に
設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由に

よりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路_____（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 （略）

（自転車歩行者道）

第9条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道_____を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 （略）

（歩道）

第10条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道_____を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。た

よりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 （略）

（自転車歩行者道）

第10条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 （略）

（歩道）

第11条 第4種（第4級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）、歩行者の交通量が多い第3種（第5級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。た

だし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合
においては、この限りでない。

2～5 (略)

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第11条 (略)

(植樹帯)

第12条 (略)

(設計速度)

第13条 (略)

(車道の屈曲部)

第14条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、
緩和区間（車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に
設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第32条の規
定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第15条

(曲線部の片勾配)

第16条 (略)

(曲線部の車線等の拡幅)

第17条 (略)

(緩和区間)

第18条 (略)

(視距等)

だし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合
においては、この限りでない。

2～5 (略)

(歩行者の滞留の用に供する部分)

第12条 (略)

(植樹帯)

第13条 (略)

(設計速度)

第14条 (略)

(車道の屈曲部)

第15条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、
緩和区間（車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に
設けられる一定の区間をいう。以下同じ。）又は第33条の規
定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第16条 (略)

(曲線部の片勾配)

第17条 (略)

(曲線部の車線等の拡幅)

第18条 (略)

(緩和区間)

第19条 (略)

(視距等)

第19条 (略)

(縦断勾配)

第20条 (略)

(登坂車線)

第21条 (略)

(縦断曲線)

第22条 (略)

(舗装)

第23条 (略)

(横断勾配)

第24条 (略)

(合成勾配)

第25条 (略)

(排水施設)

第26条 (略)

(平面交差又は接続)

第27条 (略)

(立体交差)

第28条 (略)

2・3 (略)

4 連結路については、第3条から第6条まで、第13条、第15条、第16条、第18条から第20条まで、第22条及び第25条の規定は、適用しない。

第20条 (略)

(縦断勾配)

第21条 (略)

(登坂車線)

第22条 (略)

(縦断曲線)

第23条 (略)

(舗装)

第24条 (略)

(横断勾配)

第25条 (略)

(合成勾配)

第26条 (略)

(排水施設)

第27条 (略)

(平面交差又は接続)

第28条 (略)

(立体交差)

第29条 (略)

2・3 (略)

4 連結路については、第3条から第6条まで、第14条、第16条、第17条、第19条から第21条まで、第23条及び第26条の規定は、適用しない。

(鉄道との平面交差)

第29条 (略)

(待避所)

第30条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道
_____の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第31条 (略)

(凸部、狭窄部等)

第32条 (略)

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第33条 (略)

(自動車駐車場等)

第34条 (略)

(防護施設)

第35条 (略)

(トンネル)

第36条 (略)

(橋、高架の道路等)

(鉄道との平面交差)

第30条 (略)

(待避所)

第31条 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) (略)

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道
(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第32条 (略)

(凸部、狭窄部等)

第33条 (略)

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第34条 (略)

(自動車駐車場等)

第35条 (略)

(防護施設)

第36条 (略)

(トンネル)

第37条 (略)

(橋、高架の道路等)

第37条 (略)

(附帯工事等の特例)

第38条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第3条から前条までの規定（第6条、第13条、第14条、第24条、第26条、第31条及び第35条を除く。）による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(小区間改築の場合の特例)

第39条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第7条_____、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第15条から第22条まで、第23条第3項並びに第25条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第2項から第4項まで、第5条、第6条

第38条 (略)

(附帯工事等の特例)

第39条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第3条から前条までの規定（第6条、第14条、第15条、第25条、第27条、第32条及び第36条を除く。）による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(小区間改築の場合の特例)

第40条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第3条、第4条第3項から第5項まで、第5条、第7条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第16条から第23条まで、第24条第3項並びに第26条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第3条、第4条第2項から第4項まで、第5条、第6条

第2項、第7条_____、第8条第3項、第9条第2項及び第3項、第10条第3項及び第4項、第12条第2項及び第3項、第19条第1項、第21条第2項、第23条第3項、次条第1項及び第2項並びに第41条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第40条 (略)

2～4 (略)

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第38条まで及び前条第1項の規定(自転車歩行者専用道路にあっては、第11条を除く。)は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第41条 (略)

2・3 (略)

4 歩行者専用道路については、第3条から第10条まで、第12条から第38条まで及び第39条第1項の規定は、適用しない。

○加東市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部改正(附則関係)

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、加東市道路の構造の技術的基準を定

第2項、第7条、第8条、第9条第3項、第10条第2項及び第3項、第11条第3項及び第4項、第13条第2項及び第3項、第20条第1項、第22条第2項、第24条第3項、次条第1項及び第2項並びに第42条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第41条 (略)

2～4 (略)

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第3条から第39条まで及び前条第1項の規定(自転車歩行者専用道路にあっては、第12条を除く。)は、適用しない。

(歩行者専用道路)

第42条 (略)

2・3 (略)

4 歩行者専用道路については、第3条から第11条まで、第13条から第39条まで及び第40条第1項の規定は、適用しない。

(有効幅員)

第4条 歩道の有効幅員は、加東市道路の構造の技術的基準を定

める条例（平成24年加東市条例第33号。以下「構造基準条例」という。）第10条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、構造基準条例第9条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 （略）

める条例（平成24年加東市条例第33号。以下「構造基準条例」という。）第11条第3項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、構造基準条例第10条第2項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 （略）